

託送料金制度（レベニューキャップ制度） における事業計画について

第14回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年7月29日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

一般送配電事業者が策定する事業計画について

- 一般送配電事業者が策定する事業計画については、国が公表した指針において、収入の見通しを算定する観点から、規制期間において達成すべき目標項目に加えて、投資判断の前提となる発電、需要見込みや再エネ連系量予測などの情報、目標事項を達成するための事業内容（投資計画、費用計画、効率化計画）の策定が求められている。
- **策定された事業計画の実施に必要な費用を見積もることで、各社において収入の見通しが算定される**ことになるが、当該事業計画の策定に当たっては、供給計画、広域系統長期方針、高経年化設備更新ガイドライン等との整合性を確保することとされている。

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定に関する指針（関連部分）

～次に掲げる事業計画の策定を求めることとする。

(1)目標計画

(2)前提計画

(3)事業収入全体見通し

(4)費用計画

① OPEX査定対象費用 ② CAPEX査定対象費用 ③ その他費用・廃炉等負担金

④ 次世代投資に係る費用 ⑤ 制御不能費用 ⑥ 事後検証費用

⑦ 事業報酬 ⑧ 控除収益

(5)投資計画

① 設備拡充計画（連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統）

② 設備保全計画（リスク量算定対象設備、リスク量算定対象外設備）

③ その他投資計画（送配電設備以外の投資対応）

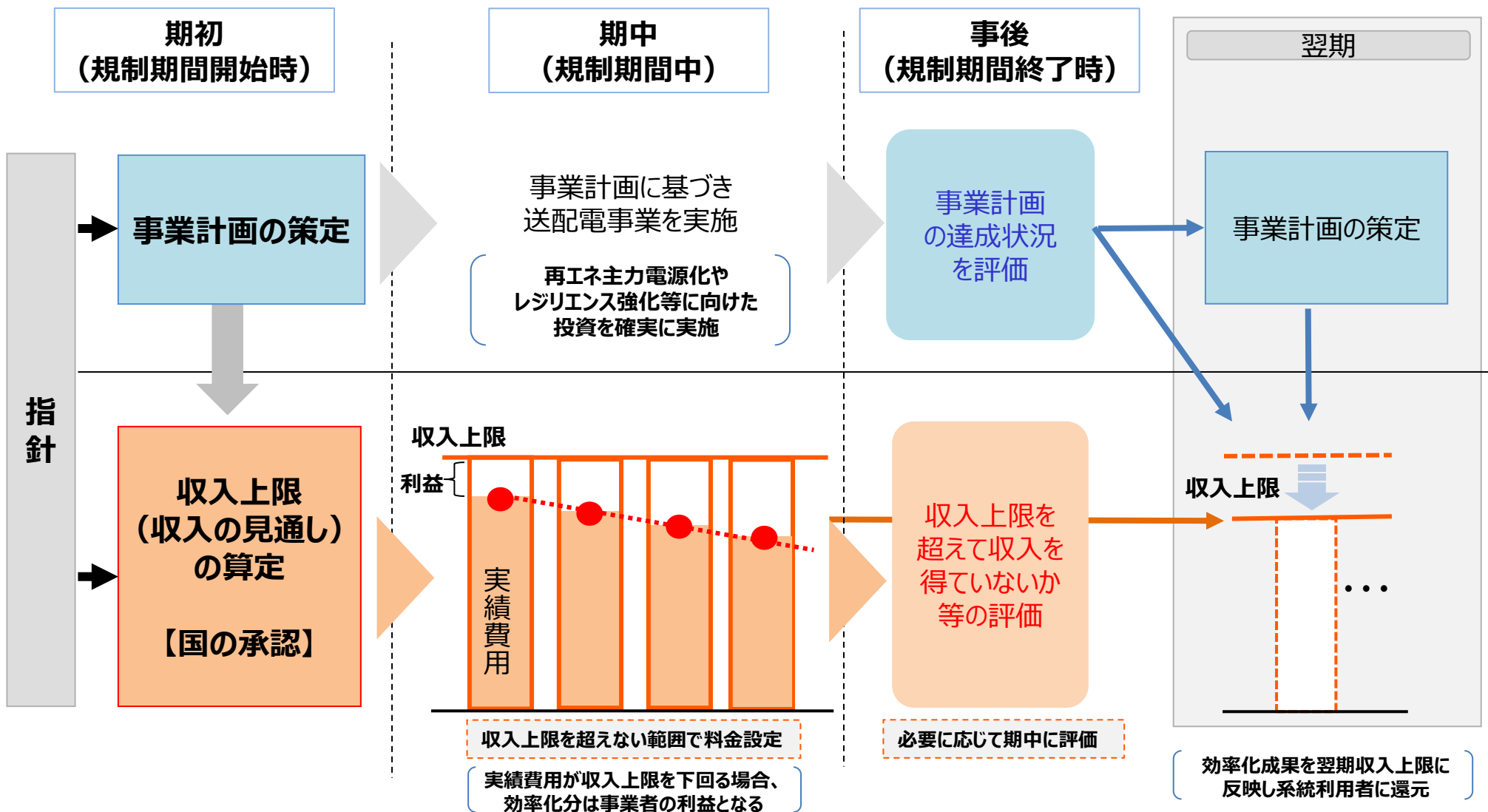
④ 次世代投資計画

(6)効率化計画

新しい託送料金制度の全体像

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- 新しい託送料金制度では、一般送配電事業者が、一定期間ごとに収入上限について承認を受け、その範囲で柔軟に料金を設定できるとされている。本制度が、一般送配電事業者が、送配電費用を最大限抑制しつつ、必要な投資を確実に実施する仕組みとなるようその詳細を設計していく必要がある。



(参考) 事業計画の全体構成 (イメージ)

託送料金制度 (レベニューキャップ制度)
中間とりまとめ (2021年11月)

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- その事業計画においては、各目標項目を達成するために必要な投資内容等（投資の方針、数量や金額等）を記載することが必要である。
- なお、事業計画の内容は、一般送配電事業者が届出る供給計画及び広域機関が策定するマスタープラン、高経年化設備更新ガイドライン等の内容と整合的になるよう策定することにより、投資等の適切性を担保することとしたい。

【1章】 目標

停電対応

接続（再エネ・需要家）

.....

設備拡充

設備保全

仕様統一、系統運用の広域化

.....

デジタル化（ステークホルダーと協議）

安全性・環境性への配慮
（ステークホルダーと協議）

分散グリッドの推進

.....

【2章】 前提計画

発電、需要見込みや再エネ連系量予測 等

【3章】 目標を実現するための事業計画

設備拡充計画

連系線・基幹系統：投資の方針、件名毎の工事計画、投資金額、工期等
ローカル・配電系統：投資の方針、投資総額、数量等

設備保全計画

連系線・基幹系統：投資の方針、件名毎の工事計画、投資金額、工期等
ローカル・配電系統：投資の方針、投資総額、数量等（高経年化対策等の目的別に記載）

効率化計画

これまでの効率化の取組、申請時に見積費用に反映した効率化の取組計画（工事効率化等）

その他計画

要員計画（要員数等の見通し）、次世代化計画（次世代化に向けた具体的な取組内容、投資金額、効果）

広域機関

供給計画

マスタープラン

高経年化設備更新
ガイドライン

※上記の内容と整合的になるよう各事業計画を策定。

※供給計画と事業計画の内容重複を避けるため、双方の連携が必要。

事業計画の全体像

- これまで検討を行った査定区分、査定方法を踏まえ、以下の項目について、必要な情報の提出を求め、期初における査定を行う。

（１）目標計画

（２）前提計画

（３）事業収入全体見通し

（４）事業計画【費用】

- ①OPEX－要員計画 / ②CAPEX / ③その他費用 / ④制御不能費用
- ⑤事業報酬

（５）事業計画【投資】

- ①設備拡充計画（連系線・基幹系統/ローカル系統/配電系統）
- ②設備保全計画（リスク量算定対象設備/リスク量算定対象外設備）
- ③その他投資計画（送配電設備以外の投資対応）
- ④次世代投資計画

（６）効率化計画

※上記計画に関連する内容の一部は査定時に活用する補足情報とし、対外公表を想定しないものもあり得る。

事業計画の具体的な記載内容

（１）目標計画

- 規制期間における事業者の設定目標について、国が策定した指針との適合性、その目標値の妥当性やその達成手段を確認する観点から、以下の情報について提出を求める。

目標計画

提出を求める事項（具体的なイメージ）

・指針に明記された目標事項に沿って、各社において設定した目標毎に以下の詳細事項の記載を求める。

- ①設定目標【定量的、定性的な設定目標（必要に応じてその根拠）について明記】
- ②目標設定の考え方【目標設定の根拠や現状課題等について明記】
- ③設定目標達成に向けた具体的な取組内容【具体的な取組内容、取組期間について明記】
- ④ステークホルダーとの協議により設定した目標については、以下について記載
 - ・対話実績
 - ・対話内容（意見内容）
 - ・意見に対する計画への反映状況

目標及びインセンティブの設定①

分野	項目	目標	インセンティブ
安定供給	停電対応	規制期間における停電量（低圧電灯需要家の停電を対象）が、自社の過去5年間における停電量の実績を上回らないこと	収入上限の引き上げ・引き下げ
	設備拡充	マスタープランに基づく広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施すること	レピュテーションインセンティブ
	設備保全	高経年化設備更新ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク量（故障確率×影響度）を現状の水準以下に維持することを前提に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること	レピュテーションインセンティブ
	無電柱化	国土交通省にて策定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
再エネ導入拡大	新規再エネ電源の早期かつ着実な連系	- 接続検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること - 契約申込の回答期限超過件数を、ゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	混雑管理に資する対応	国や広域機関において検討されている混雑管理（ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
	発電予測精度向上	再エネ出力制御量の低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標を設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ

目標及びインセンティブの設定②

分野	項目	目標	インセンティブ
サービスレベルの向上	需要家の接続	● 供給側接続事前検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	計量、料金算定、通知等の確実な実施	● 電力確定使用量について、誤通知の件数をゼロにすること ● 電力確定使用量について、通知遅延の件数をゼロにすること ● 託送料金について、誤請求の件数をゼロにすること ● 託送料金について、通知遅延の件数をゼロにすること ● インバランス料金について、誤請求の件数をゼロにすること ● インバランス料金について、通知遅延の件数をゼロにすること	収入上限の引き上げ・引き下げ
	顧客満足度	● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
広域化	設備の仕様統一化	● 国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について、仕様統一を達成すること	レピュテーションインセンティブ
	系統運用の広域化	● 需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成すること	
	災害時の連携推進	● 一般送配電事業者10社が共同で作成し、提出する災害時連携計画に記載された取組内容を達成すること	

目標及びインセンティブの設定③

分野	項目	目標	インセンティブ
デジタル化	デジタル化	● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
安全性・環境性への配慮	安全性・環境性への配慮	● 一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
次世代化	分散グリッド化の推進	● 一般送配電事業者が配電事業等の分散グリッド化に向けた取組目標を自主的に設定し、それを達成すること	レピュテーションインセンティブ
	スマートメーターの有効活用等	● 国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成すること	

（２）前提計画

- 前提計画については、以下の情報を求める。

前提計画

提出を求める事項（具体的なイメージ）

- ・設備拡充等の設計に当たって必要となる以下の基本事項（期中の見通し）について以下の詳細事項の記載を求める。
 - ①供給区域全体の需要の見通し(kW, kWh)について【算定根拠（算定方法）を明記】
 - ②供給区域全体の発電（供給力）の見通し(kW, kWh)について【算定根拠（算定方法）を明記】
 - ③供給区域全体の再エネ連系量の見通し(kW, kWh)について【今後の再エネ大量導入等との整合性も踏まえ、太陽光・風力などの電源毎の数値を記載】
 - ④供給区域全体の調整力量の見通し(kW, ΔkW, kWh)について【算定根拠（算定方法）を明記】

事業計画の具体的な記載内容

(3) 収入上限の全体見通し

- 規制期間における収入上限の全体見通しとして、以下の情報を求める。

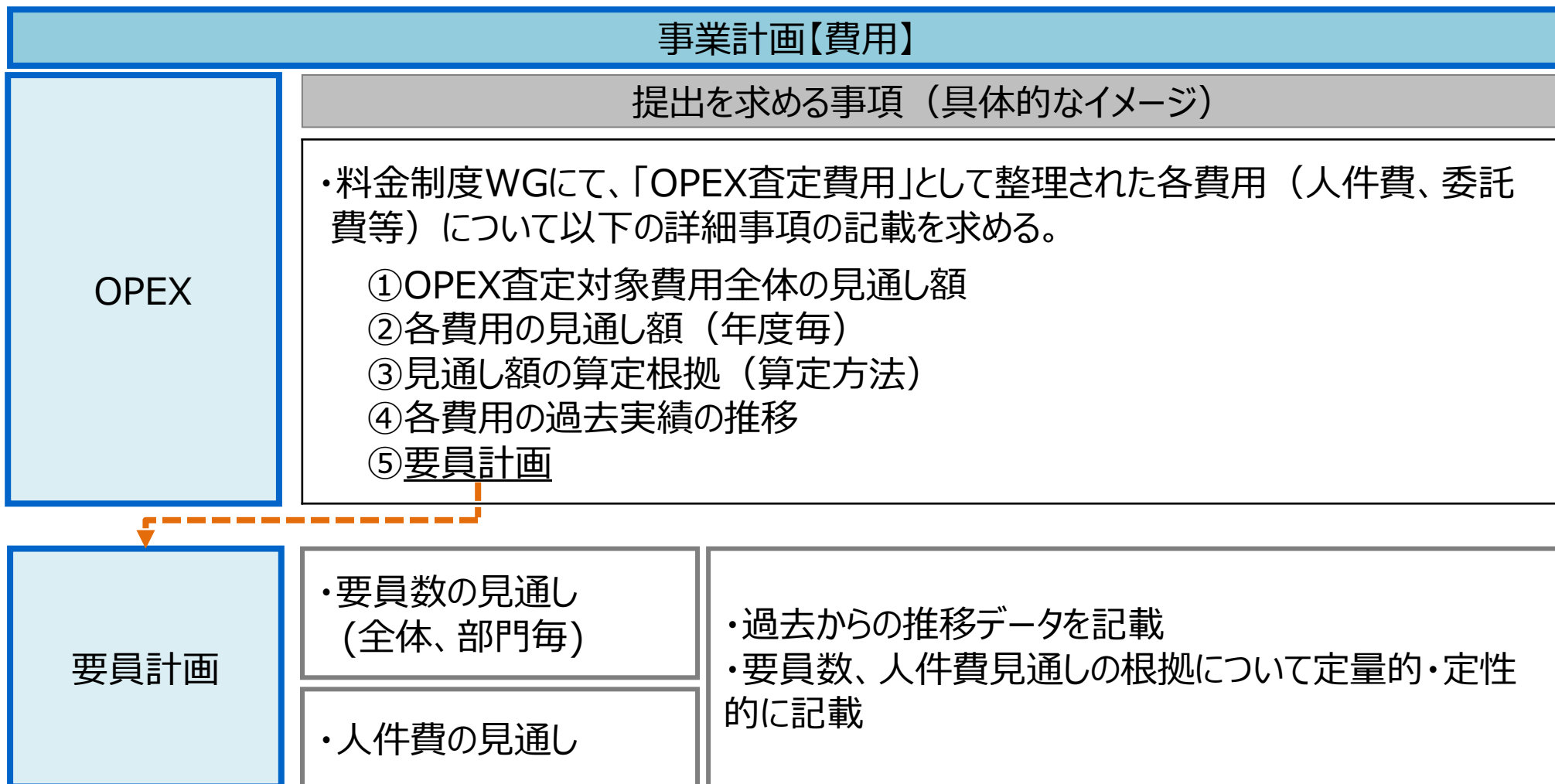
収入上限の
全体見通し

提出を求める事項（具体的なイメージ）

- ・各事業計画に基づき算定される収入上限の全体見通しについて以下の詳細事項の記載を求める。
 - ①申請する収入上限の概要
 - ②申請する収入上限の内訳（他の事業計画の値と整合的となるよう記載）
 - ③過去実績との比較

（４）事業計画【費用】－OPEX

- 人件費、委託費などのOPEX費用を査定する観点から、以下の情報を求める。
- なお、OPEXの大半を人件費が占めることを踏まえ、要員計画なども合わせて提出を求める。

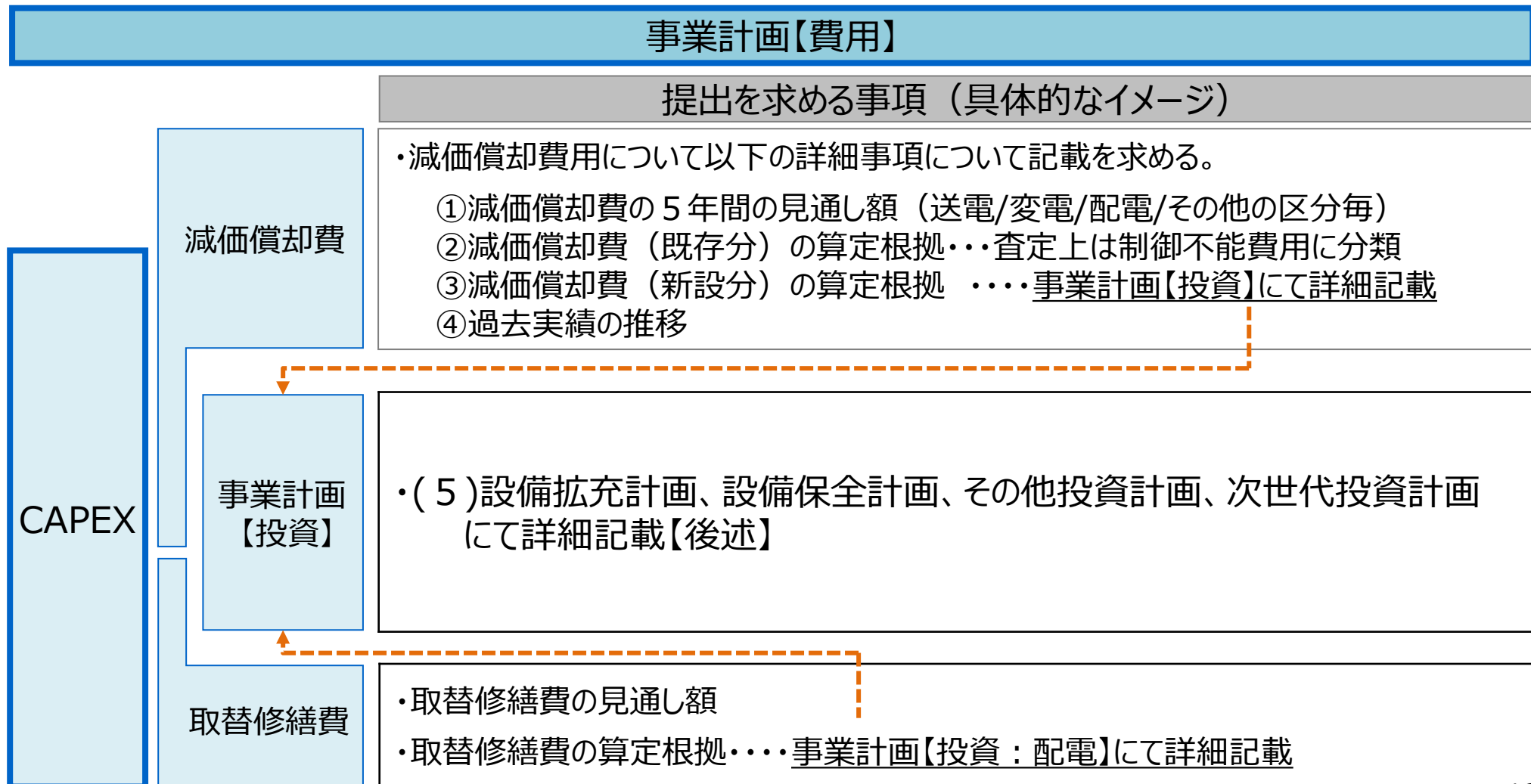


事業計画の具体的な記載内容

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

（４）事業計画【費用】－CAPEX

- CAPEX費用を査定する観点から、以下の情報を求める。
- なお、一部費用の算定根拠については、事業計画【投資】において詳細を記載し、提出を求める。



事業計画の具体的な記載内容

(4) 事業計画【費用】ーその他費用

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- その他費用の妥当性を確認する観点から、以下の情報について提出を求める。

事業計画【費用】	
その他費用	提出を求める事項（具体的なイメージ）
	・料金制度WGにて、「その他費用」と整理された費用（託送料、固定資産除却費、補償費、事業者間精算費、賃借料、調整力費用など）について以下の詳細事項の記載を求める。 ①その他費用全体の見通し額 ②各費用の見通し額（年度毎） ③見通し額の算定根拠（算定方法） ④各費用の過去実績の推移
修繕費	提出を求める事項（具体的なイメージ）
	・なお、修繕費については、高経年化対策の観点からも重要な費用であり、料金制度WGにおいて整理された分類ごとに以下の詳細事項の記載を求める。 ①料金制度WGにおける査定分類ごとの修繕費見通し額（年度毎） ②見通し額の算定根拠（算定方法） ③分類ごとの過去実績の推移
控除収益	提出を求める事項（具体的なイメージ）
	・料金制度専門会合、料金制度WGにて、控除収益と整理された費用について以下の詳細事項の記載を求める。 ①控除収益全体の見通し額 ②各収益の見通し額（年度毎） ③見通し額の算定根拠（算定方法） ④各収益の過去実績の推移

（４）事業計画【費用】－制御不能費用

- 制御不能費用の妥当性を確認する観点から、以下の情報について提出を求める。

事業計画【費用】	
	提出を求める事項（具体的なイメージ）
制御不能費用	・料金審査専門会合、料金制度WGにて、制御不能費用と整理された費用について以下の詳細事項の記載を求める。 ①制御不能費用全体の見通し額 ②各費目ごとの見通し額（年度毎） ※一部費用については、その他の事業計画にて詳細を求める。 ③見通し額の算定根拠（算定方法） ④各費目ごとの過去実績の推移

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】－設備拡充計画（連系線・基幹系統）

- 設備拡充計画については、投資量・単価を査定する観点から、以下の記載を求める。

事業計画【投資】		
提出を求める事項（具体的なイメージ）		
設備 拡充計画 連系線・ 基幹系統	①	・連系線、基幹系統の 拡充方針 ・マスタープラン、広域系統整備計画との整合性 ・成果目標計画・前提計画との整合性
	②	・連系線工事の内容 ・基幹系統工事の内容 ・各工事の件名一覧 ・各工事について以下の詳細事項を記載 ①工事目的・工事理由 ②工事の計画概要 ③工期 ④投資金額（費用内訳等詳細な数値の提出） ⇒それぞれの記載内容については、マスタープラン、広域系統整備計画、コスト等検証小委員会における検証内容等も必要に応じて付記すること

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】－設備拡充計画（ローカル系統）

- 設備拡充計画については、投資量・単価を査定する観点から、以下の記載を求める。

事業計画【投資】		
提出を求める事項（具体的なイメージ）		
設備 拡充計画 ローカル 系統	①	・ローカル系統の拡充方針 ・第1規制期間における拡充方針について、国が策定する増強規律又は各事業者が策定する送変電設備形成ルール等との整合性等についても記載 ・これまでの中長期施工計画の考え方と今後の中長期の拡充方針がある場合には、定量的に明示
	②	・ローカル系統の拡充内容 ・ローカル系統の拡充投資における主要送変電設備（鉄塔/架空送電線/地中ケーブル/変圧器/遮断機）の投資費用について以下の詳細事項を記載 ①投資量【設備量の算定根拠（算定方法）を記載】 ②設備単価【物品費・工事費の算定根拠等を記載】 ・ローカル系統の拡充投資におけるその他送変電設備の投資費用について以下の詳細事項を記載 ①その他送変電設備一覧 ②投資費用【送電設備/変電設備ごとに算定根拠を記載】

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】－設備拡充計画（配電系統）

- 設備拡充計画については、投資量・単価を査定する観点から、以下の記載を求める。

事業計画【投資】		
提出を求める事項（具体的なイメージ）		
設備 拡充計画 配電系統	①	・配電系統の拡充方針 ・第1規制期間における拡充方針について、<u>各事業者が策定する配電設備形成ルール等との整合性等についても記載</u> ・これまでの中長期施工計画の考え方と今後の中長期の拡充方針がある場合には定量的に明示
	②	・配電系統の拡充内容 ・配電系統の拡充投資における主要目的毎（需要・電源対応/無電柱化）の投資費用について以下の詳細事項を記載 ①投資量【設備量の算定根拠（算定方法）を記載】 ②設備単価【物品費・工事費の算定根拠等を記載】

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】－設備保全計画（リスク量算定対象設備）

- 設備保全計画については、投資量・単価を査定する観点から、以下の記載を求める。

事業計画【投資】		
提出を求める事項（具体的なイメージ）		
設備保全計画 リスク量算定対象設備	①	・リスク量算定対象設備の更新投資方針 ・高経年化設備更新ガイドラインを踏まえた第1規制期間におけるリスク量の算定結果、及び今後の中長期的な観点での設備更新の全体方針（30年程度を想定）についても定量的に明示
	②	・リスク量算定対象設備（9品目）毎の更新投資内容 ・高経年化設備更新ガイドラインの対象設備毎（鉄塔/架空送電線/地中ケーブル/変圧器/遮断器/コンクリート柱/配電線/地中配電ケーブル/柱上変圧器）の投資費用について以下の詳細事項を記載。 ①経年分布と想定される課題事項 ②高経年化設備更新ガイドラインに基づき算定した、第1規制期間において維持すべき各設備のリスク量の合計値 ③②に基づく、更新物量の算定根拠 ④今後想定されるリスク量・更新物量の推移 ⑤設備単価（物品費・工事費）の算定根拠

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】－設備保全計画（リスク量算定対象外設備）

- 設備保全計画については、以下の記載を求める。

事業計画【投資】		
提出を求める事項（具体的なイメージ）		
設備 保全計画 リスク量 算定対象 外設備	①	・リスク量算定対象外設備の更新投資方針 ・第1規制期間における更新投資方針、及びこれまでの中長期施工計画の考え方や今後の中長期の更新方針がある場合には、定量的に明示
	②	・リスク量算定対象外設備の更新投資内容 ・高経年化設備更新ガイドラインの対象外の設備毎の投資費用について以下の詳細事項を記載。 ①リスク量算定対象外設備の一覧 ②投資費用の見通し額 ③見通し額の算定根拠（算定方法）

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】－その他投資計画

- 投資費用を査定する観点から、送配電設備以外の設備に関する投資（「その他投資」）については、以下の記載を求める。

事業計画【投資】

提出を求める事項（具体的なイメージ）

その他 投資計画

・料金制度WGにて、送配電設備以外の設備に関する投資費用と整理された費用について、以下の詳細事項の記載を求める。

- ①その他投資全体の見通し額
- ②料金制度WGにおける投資目的ごとの投資費用見通し額（年度毎）
- ③見通し額の算定根拠（算定方法）
- ④投資目的ごとの過去実績の推移

事業計画の具体的な記載内容

（５）事業計画【投資】一次世代投資計画

- 投資費用を査定する観点から、次世代投資計画については、以下の記載を求める。

事業計画【投資】			
提出を求める事項（具体的なイメージ）			
次世代投資計画	①	・次世代投資方針	・レジリエンス強化/再エネ拡充（脱炭素化）/効率化・サービス向上（DX化等）/その他、といった区分に整理し、それぞれの方針について記載
	②	・次世代化に向けた取り組み内容	・上記区分に紐付くそれぞれのプロジェクト毎に以下の詳細事項を記載 ①具体的な取組目標 ②取組内容・期間 ③費用の詳細 ④取組効果（送配電NWに係る定量的な便益等） ⑤その他

事業計画の具体的な記載内容

（６）効率化計画

- 査定時において、各事業計画における効率化効果（効率化想定額や取組内容）を確認する観点から、以下の記載を求める。

提出を求める事項（具体的なイメージ）		
効率化計画	①	・効率化方針 ・これまでの効率化の取り組み内容と今後の中長期の効率化方針
	②	・申請時の見積費用に反映した効率化内容 ・効率化の具体的な内容として要員効率化/資機材調達の効率化/工事の効率化/調整力の効率化など※と、それぞれの効率化想定額(過去実績との比較含む)を記載 ※下記の取組状況および取組事例を具体的に記載 ①仕様統一 ②競争発注 ③その他調達の工夫 ④工事等の効率化の工夫 ⑤系統運用の広域化 など